

研究資料

「童子口伝書つき山水井野形図」の成立とその性格 上

江上綏

一はじめに

現在知られる日本で最も古い造庭秘伝書は、云うまでもなく、「作庭記」である。この書は平安末期に成立したと考えられるが、その最も古い写本として知られるものは、加賀前田家に伝わった鎌倉書写のもので現在重要文化財として指定され、金沢市山谷村平氏の蔵となっている。「作庭記」の次に成立が古いと考えられているものが「山水井野形図」である。作庭記の写本が多く流布するのに対し、「山水井野形図」の写本は、今まで、同じ前田家伝来で尊経閣文庫の蔵するところとなっている一本だけが孤本として知られていた。^{註2}この書は、後述する如く、

右庭作之趣依爲増語所望自中任和尚相傳書五卷秘事相承等更不殘心底令相傳者也

文安五年正月吉日 美馬入道淨喜判

右一卷從增悟上人相傳之此外書以上五卷同令相傳之凡口傳等傳之此上人自美馬入道淨喜被傳之血脈如前

法印信嚴(花押)

文正元年七月廿八日

という奥書がある。

この書については、明治以来多くの庭園史家が必ず取り上げて論じているのであるが、その説は様々である。小沢圭次郎氏は、「作庭記」よりも古く、漢土の説の影響の強い「日本最古の園方書」なりとし、「室町時代庭園史」の著者、外山英策氏は、この書の最後に付された通伝の系図に不審の点のあることから、これを室町時代に作られた偽書であるとなし、重森三玲氏^{註4}、吉永義信氏^{註5}などは鎌倉時代の秘伝書とされたのであった。又、内容に難解不明の点の多いものこの書の特色であり、森蘿氏はかなりの錯簡があるのでないかと考えられるなど問題の多い書である。これが巻子一巻本であり、内容も首尾連続したものであるにもかかわらず、奥書に、「五巻」云々とあるのも、これだけでは理解出来ず、森蘿氏が信嚴が五巻の書を一巻にまとめたのであろうという一つの解釈を示された他は、先学もこれについては何も触れておられない。

ところが、筆者は、三九年春、滋賀県坂本の明徳院に保管されている無動寺谷伝來の無動寺蔵と呼ばれる典籍類の中に、「山水井野形図」の異本と「作庭記」の写本とを合冊したものを見出した。この異本は「山水井野形図」の抄本ともいうべきものに、他のいくつかの部分が付隨し、「祇園經山水井野形図」と外題が付されている。この写本の「山水井野形図」に当る部分は前田家本のそれと較べ省略が見られ、一種の抄出本ではあるが、前田家本で破れて失われた部分でこの本で明らかにされる部分があるのみならず、前田家本に付隨している通伝の系図と同様なものが付いていながら、その系図の重要な箇所に相異が見出され、又、前田家本にない秘伝、口伝が前田家本に相当する部分のあとについているなど、或いは前田家本の奥書にある「五巻」の意味を解明する手がかりになるかとも思われ、ともかく、この書の理解に大いに役立つ異本であると考え、研究を進めることとした。ところが、その後、京都大学農学部図書室に、奥書などの他は、朱の書入れや行変えなどまで、無動寺本の「祇園經山水井野形図」と外題されたものと殆んど全く同じで、同じ外題を持った写本の

あるを見出し、又、更に、東京大学史料編纂所桃裕行教授より、同所の太

田晶二郎助教授がそれらと同様の書を架蔵しておられるということをうかがい、同氏から拝見したところ、京大本、無動寺本と殆んど同じ構成のものであった。なお太田氏架蔵本には外題がなく、無動寺本、京大本の外題「祇園經山水并野形圖」も、後に詳述するごとく、よく内容を表現する題とは云い得ないの

で、前田家本「山水并野形圖」に相当する部分の他に、「童子口伝書」と題する部分など、他の秘伝、口伝類を付隨し、ほぼ同じ構成をもつたこれら三本を、本稿では「童子口伝書つき山水并野形圖」と汎称し、それぞれ、無動寺

本、京大本、太田本と呼ぶこととする。又、これらの諸本においては、後述のごとく、内容がいくつかの部分に分れ、「山水并野形圖」、「童子口伝書」、「或書云」などと題されているが、それらに、それぞれ、「山水并野形圖」、「童子口伝書」、「或書云」などの呼称を与える。又、前田家尊經閣に藏する「山水并野形圖」は、先学にならって、前田家本と呼ぶ。無動寺本は寛保二年（一七四二）の奥書のある写本であり、京大本も、後述するごとく、おそらく兄弟関係になる同時期の写本であるのに対し、太田本は、承応三年（一六五四）の奥書を持つた写本のおそらくごく近い時期の転写本であると思われる。

なお、本誌の後の号に「童子口伝書つき山水并野形圖」を公刊し、諸本の校合を行なうが、この場合、太田本が時代は古いが、京大本、無動寺本もテキストがかなりしつかりしており、又、この二本には克明な朱の書き入れがあるので、これを底本とすることに印刷上の利点もあり、この二本のうち書写年次の明らかな無動寺本を底本とし、他の二本及び、前田家本「山水并野形圖」との校異を加える。

二 「童子口伝書つき山水并野形圖」三本の概要

「童子口伝書つき山水并野形圖」の成立とその性格 上

まず、説明の便宜上、公刊の底本とする無動寺本について、それと「作庭記」との合冊、「祇園經并作庭記両巻合冊」と題するものの大要から述べる。

無動寺谷伝来のこの書は、袋綴じであり、表紙の寸法は堅二七・九センチ、横一九・九センチで、表紙に「祇園經并作庭記両巻合冊」と記されているようだ。「祇園經」と呼ばれる部分と「作庭記」の写しの合本になっている。これは写された当時からの状態と思われるが、それぞの後に、

右祇園經山水并野形圖一巻者命家僕田中運平令遂書寫校合而加一覽畢

寛保二年六月十八日陰陽少屬有（花押）

右作庭記者假他筆而書寫之使家僕田中運平遂校合而加一覽畢

寛保二年六月十八日陰陽少屬有（花押）

の奥書があり、寛保二年（一七四二）の写しであることがわかる。前者がここでいう「童子口伝書つき山水并野形圖」に当り、前田家本にない記事が付随している。その部分の始めにある内表紙には「祇園經山水并野形圖」とあり、本文の書き出しのところには、前田家本に、

山水并野形圖

増圓撰

不受口傳不可作庭

とあるに対し、

山水并野形圖

不受口傳不可作庭

とのみ記す。又、「作庭記」の部分の内表紙には、
後京極殿良経公著作
作庭記

と記す。

前者の内表紙の「祇園經山水并野形圖」の「祇園經」は、無動寺本をさほどさかのぼらない写本の筆者がその名に付加したものか、或いは、前田家本との共通の祖本の外題に既にあつたものか明らかにし得ないが、これが「作庭記」中見える、「殿舎をつくるときその壯嚴のために山をつきしこれも祇園經に

見えたり」という文章が元になって付けられたということは、まず間違いない。そうであるとすると、前者の方が可能性が強い。太田氏架藏本に外題がなく、その前田家本に相当する部分のはじめにも「山水并野形図」とのみ記し、前田家本にも、又、外題がないということを考えても前者であると思われる。合冊本の外表紙の「祇園經并作庭記兩卷合冊」の「祇園經」は、内表紙の「祇園經山水并野形図」を略して記したものである。

なお、この合冊が書写當時からの状態であることは、外表紙の題記が両者の内表紙の題記と同じ筆跡であり、更にそれらが両者の奥書と同筆であることから明らかである。

さて、「祇園經山水并野形図」と題された部分を見ると、内表紙の次にまず「山水并野形図 不受口傳不可作庭」で始まる、前田家本と同内容の部分がある。前田家本との差異についてはこの公刊の校合を見ていただきたい。概して、無動寺本では本文や文章を省略しているところが多い。又、共通部分に関しても、表記法や仮名遣いに違いがあるのは見られる通りである。又、挿入された図にも多少の出入りがある。

しかして、前田家本においては本文の後、奥書との間に通伝の系図があるのであるが、当本においては、この文の後には、それなく、紙を改めて、別に、

童子口傳書

増圓僧正撰
不受口傳不可作庭

右此符ハ何トモ見ヘサル童子一人來テ増圓僧正ニ口傳畢

という言葉で結ばれる。そして、この一文の後に至つてこの系図が記される。前田家本では「山水并野形図」そのものに増円撰とあり、この部分の最後に統いて系図があるのに対し、無動寺本では、童子口傳書と呼ばれる部分に増円撰とあり、この部分に統いて系図が書かれているのは、注意を要する。なお、

両本の系図が大体において同様な内容のものでありながら、重要な点でいくつかの相違があることは先に触れた通りである。

この童子口傳書以下が前田家本に全くない部分であるが、この系図のあとに、

寢殿正方不向事共廿一箇條

の見出しを持った六行の短い一項があり、更にそのあとに、木を植えたり石を据えたりするのよい日や月など、一種の禁忌に関する項が四つ続く。

そして最後に、頁を改めて「或書云」の見出しで始まり一七頁に及ぶ「作庭記」の抜粹がある。この「或書云」という題の傍らには「後京極殿作庭記ヲ所々抜書セルト見ヘタリ」と朱書きで註記され、文中には「作庭記」の相当部分と

の校合が⁹、これも朱で加えられ、最後にもう一頁を費して、「後京極殿作庭記¹⁰奥書曰」という書き出しで作庭記の或る系統の写本に見られる奥書と、「清茂」という名が、本文及びその校註と同一筆跡で墨書きされている。このことから、

その親本にも清茂の名の記してあつたことがわかり、又、その祖本のいづれかにおいて誰かが「作庭記」の写本によつて校合を加えその奥書を引いたものが、その親本にも字されていたことがわかる。この清茂は、江戸時代における上賀茂神社随一の学者といわれ、三手文庫を作つた、賀茂清茂（一六七九—一七五三）であると思われるが、彼がこの校合をした後その名を記しておいたものか、所有者として名を記しておいたものが転写されたものかこれだけからは明らかではない。¹⁰しかし、太田氏架藏本には、全体を通じて漢字の読みが多少付されている他は、「或書云」の部分の校註もなく、又、京大本や無動寺本の「山水并野形図」や「或書云」やその他の部分に見られる「水ヅ歎」、「又ハ歎」、「衍字歎」と云つたような書入れも無いこと、その他から考へて、京大本及び無動寺本の書入れは、「或書云」の部分の校註だけでなく、全部、清茂か他の誰か一人の人物が書き入れたものの写しで、もしそれが清茂であるとすれば、清茂はこれら全体の書き入れを行つた後、最後にその名を記しておいた

ものであると思われる。

かくして無動寺本では、次の頁に前述の陰陽少属有□の奥書があるのであるが、これは、宮内庁書陵部所蔵土御門家記録文書中の「(土御門家)御家道規則記」の「明和八年卯五月廿四日天曹地府御祭十五夜」や「安永十年丑正月卅日

天曹地府御祭十五夜」の記事などに見える少属有重であるかと考えられる。^{註11}

以上、表紙から奥書までを加えて、冒頭(内表紙の裏)に奥書と同じ筆跡で「祇蘭經一卷五十紙也」と記されているように、五〇紙となる。

これが、こゝに公刊する、「祇蘭經山水井野形図」(「童子口伝書」つき「山水井野形図」)の部分の概要であるが、これに統いて、表紙、奥書を含めて三九紙を費し「作庭記」が写されている。「祇蘭經山水井野形図」と「作庭記」の各々に書写の奥書のあることから考えて、これらは元来別々の書であったものを、この寛保二年六月の書写の際、現在の形の合冊に仕立てたものと考えられる。なお、合冊の外表紙と「山水井野形図」の部分の内表紙に「山門無動寺藏」の印が捺され、更に、「山水井野形図」の内表紙の裏側には「沙門真超」の方印が捺されている。この「沙門真超」の印により、これが、真超の蒐集にかゝる書であることがわかる。比叡山関係で真超という名の僧は、西教寺などに住し万治二年(一六五九)に没した学僧真超と、天明、寛政、享和のころ(一八世紀末から一八〇〇年ごろ)に活躍し、比叡山無動寺谷什善坊に住した真超豪実があるが、これは後者である。彼は博く諸書を写したり購入したりし、その蒐集書写したものを見後無動寺谷に寄附したのが、現在の無動寺蔵となっているのである。その蒐集範囲が多方面にわたるので有名である。

即ち、その書は、寛保二年(一七四二)に書写されてから約五〇年後、真超の手に入ったことになる。

なお、「祇蘭經山水井野形図」の内表紙の題記のあとに「天台座主慈信僧正」と撰者の名の如く記されているが、これは、「山水井野形図」の部分を書写した田中運平や、「作庭記」の部分を写したもう一人の人物や、題記、奥書を書

く有重の筆跡とも異なる。これは、「作庭記」の諸本の奥書に「此書天台座主慈信僧正也」云々の一句があることから、後に何者がみだりに付記したものではないかと考えられる。以上記述するところが、無動寺蔵「祇蘭經井作庭記両卷合冊」の概要である。

次に、京大本は、行変えや朱の書き入れに至るまで、無動寺本の「祇蘭經山水井野形図」と題された部分と殆んど同じであり、最後に「清茂」の名のないことと、内表紙の裏の「祇蘭經一卷五十紙也」と最後の陰陽少属有□の奥書がないことが異なる他は、本文の語句には数える程の出入りがあるだけに過ぎない。両者は非常に近い関係にある写本である。京大本は茶じまの表紙の袋綴じ、表紙の寸法は二七・二センチ×一九センチである。

次に、太田本について述べる。太田氏架蔵本もほぼ同じ構成を持つたものであることは先に述べたが、細かい語句の出入り以外に大きな違いは次の通りである。まず、京大本及び無動寺本で「童子口伝書」の次に書かれていた通伝系図が、太田本では「寝殿正方不向事共廿一箇條」などの後、「或書云」のすぐ前に書かれているということ、奥書が無動寺本のものと異り、

右正本者山門西塔觀泉法印

御所持則備用仕寫之畢

承應三歲八月日

舜英^{註12}

と記されていることである。この写本は舜英の写したそのものではなく、その転写本と考えられるが、舜英が写したのは承應三年(一六五四)であることがわかり、伊東卓治先生の御意見によると、書風から考えてこの写本もそれとほど同じころに写されたものであろうということである。

更にそのあとに三頁にわたって、蒔絵についての覚え書きが記されており、三頁目の終りには別筆で「清譽淨心(花押?)」と書かれ、その裏の頁には、他筆で、小さく「紙數四拾八枚」と書いたのち、

一ひうち箱……

一ひうち石……

と二行にわたって書き、更に、その頁の左下に、これまた別筆で、「山口貞幹^{註14}」と書かれている。

なお、先の通伝の系図には、無動寺本と同じものの後に、「知鑑大和尚^{註15}淨心大德^{註16}淨貞法師」の三つの名前が加えられているが、この部分だけが異筆であり、他の文字と合わせてはいるが、先に述べた「ひうち箱」云々の部分と同筆と思われる。

体裁は、袋綴じで、二五・二×一七・七センチの濃紺の表紙。おもて表紙には朱で戊第三十号と書き、更に長方形の白い紙片が貼られ、それには卅式号と記される。その他に題簽が貼られているがこれには何も記されていない。

三 前田家本「山水并野形図」との比較

次に「童子口伝書つき山水并野形図」三本と前田家本との関係と書誌的な問題について述べる。まず前田家本の第一の奥書から、美馬入道淨喜が中任和尚から伝受した相伝書五巻があり、増語（悟）に所望されて、文安五年（一四四八）正月にそれを「秘事相承等更に心底に残さず」伝えたこと、更に第二の奥書から、文正元年（一四六六）七月二八日に信嚴法印がこれら五巻と共に写した一巻（更に正確に云えば、この五巻のうちの一巻というべきであろう）が、この現在尊経閣にある前田家本「山水并野形図」であることがわかる。この中任和尚は「蔭涼軒日録」などに作庭の事蹟が記される任庵主と同人物であるとされる。^{註17}

明らかではないが、おそらくそうであろう。美馬入道淨喜は既に指摘されているように、「看聞御記」永享二年閏一月一六日の條に

室町殿渡御之所新造云々。仍建之。凡自去四日造作連日有之。奉行庭田三

位淨喜^{註18}也

とある人物である。増悟（語）上人は、淨華院淨土宗也と傍註があるが、不詳

であり、信嚴は、群書類從本「仁和寺諸院家記」心蓮院の条に、

信嚴法印^{註19}_{仲盛法印}^{号少將。}_{附法上足。}^{本信盛。}_{成吉越中入道永松子。}^{此時住稱尾觀音院。}

文龜四年正月十三日於^{註20}觀海院^{註21}入滅。五〇

と記されている人物である。^{註19}

中任以前はともかくとして、前田家本は、中任和尚——淨喜——増悟——信嚴、の順に相伝された、信嚴所藏本ということになる。前田家の卷頭と卷末には「仁和寺心蓮院」の朱印が捺され、さらに、表紙見返しと第一紙の紙継ぎの所には朱で心蓮院と書き印が施されている。

それでは、「童子口伝書つき山水并野形図」と前田家本はどのような書写関係にあるのであろうか。ここでまず注意されるのは、前田家本の信嚴の奥書に元来五巻の相伝書があつたと記しながら、「右一巻」と記すように、前田家本が、淨喜——増悟相伝の書のすべてを伝えてはいないらしいということである。筆者は、それで、現在の「童子口伝書つき」三本は、その前田家本に相当する部分にかなりの省略が見られ、おそらく他の部分にも同様の省略が行われているであろうけれども、全体の構成としては中任——淨喜——増悟相伝の際の姿に近いものを伝えているのではないかと推定するのである。「童子口伝書つき」三本で系図が前田家本に相当する部分と離れたところについている事^{註20}、「童子口伝書つき」三本の童子口伝書と称する部分（挿図1）に明らかに増円撰とあり、更に、「右此符ハ何トモ見ヘサル童子一人來テ増圓僧正ニ口傳畢」と記して、京大本、無動寺本ではそのあとに通伝系図が続いているのに対し、前田家本では「山水并野形図」本文の冒頭に増円撰と書かれていることなども、信嚴がこれらの中から「山水并野形図」の部分だけを一巻の書として写した際に書き移したと考えることにより説明され得るものと思われる。このことについては更に後に第八章において論ずることにして、ここで、筆者が「童子口伝書つき山水并野形図」と呼ぶもの全体を独立した構成をもつ一体のものと考えて、その三本及び前田本「山水并野形図」の通伝に関する考察を進めるとき、こ

れら三本の系図に前田本と同じく淨喜までを記し、前田本にある奥書がないことから、これら三本が、中任——淨喜——増悟——信嚴、の相伝の淨喜のことから分れて伝つたもの、即ち、淨喜本の直接或は間接の転写本であり、増悟、信嚴の相伝を経ていないことがわかる。

又、両者の校合の結果からも、いずれか一方が他の祖本でなければならぬという点は一つも見られず、両者が親子関係でなく、広い意味の兄弟関係にあることは明らかと云えよう。^{註21}又、特殊なケースとして、両者が淨喜以前に早く分れた別系統の写本で「童子口伝書つき」三本の系図はそれだけが書写のいずれかの段階で他の異本から書き移されたのではないか、との疑問も、一応見て見る必要があるが、このような技術や技法、作風が時代と共に変る作庭とい

うものを扱つた

秘傳書でありな

挿図1 「童子口伝書つき山水并野形図」の部分
左 京大本 右 無動寺本

形図」の部分に省

略の見られるのは前述の通りであるが)。例えば、

京大本、無動寺本、三丁表一裏

の「辰巳ノ方ヨリ瀧河ヲナカス事アラス逆水トテサカサマニ流ル、水ヲスクニサカサマニ流ル、水ト云時ハ此方ノ水也所ニヨリテ大河ノ中ヲチカキテ逆ニナカス事カツテ不可有是ハ庭水ト名付トイヘリ」とある部分など、文脈難解で「庭水」は明らかに「逆水」の間違いであるのに(前田本では「^{逆歟}庭水」と傍記する)そのままに記されている一例でもわかる通り(太田本では少し語句の出入りはあるが「庭水」はやはり「逆水」となっている)、作庭の実技にあたる人々の間で私意的な転写を重ねれば当然変るべきところが両者が變っていないことも両者が比較的近い関係にあることを示すものと云えよう。これと同じことは、京大本、無動寺本の一六丁表、第一一二行(太田本では「三丁裏第八行」)の「无明石」(前田本では「^{名歟}无明石」と記す)という標記にも見られ、これは前後に幾度も記されている「無名石」(前田本「无名石」)の間違いであることが明らかであるのかわらず、そのままに記されている。又、挿入された図も、巻子と冊子の違いその他より来ると思われる置き場所の違いなどはあるものの、絵それ自身は、例えば岩の形など本質的には三本とも前田本と非常によく似ていて、余り写しくずれが無いこともこれを裏付けするものではあるまい。ついでに絵のことについていえば、太田本は写された年代が「童子口伝書つき」三本の中では最も古いだけに岩の量のつけたなど、描き方の点では三本の中で最も前田家本に近く、他の二本では量などはつけず形だけを写すやりかたになつてゐるが、形については、太田本の方が写しくずれがあり、他の二本より前田本との違いが大きい。

さて、それでは、「童子口伝書つき」三本相互の書写関係はどのようなものであろうか。京大本と無動寺本が殆んどひき写したように同じであることは既に述べたが、まずこの二つの関係について考える。この二つの間にはわずかな語句の出入りはあるが、字くばりや図の形に至るまで、一方の上に他の紙を置いて写したのではないかと思われる程の近親性を示す。しかし、両者が親子関係ではなく、むしろ兄弟関係にあることが、これらわずかな語句の出入からわ

かる。即ち、「山水并野形図」一丁表から二丁表にかけて、無動寺本では「相
対」とあり、京大本で「相刻(対傍書朱字)」とあるのは、いずれかが親本であつても理解でき、又、同じく二丁表、無動寺本「土姓(アマ)ヲ人(アマ)」京大本「土姓(アマ)ノ人(アマ)」とある部分なども、前者が後者を誤ったとも、後者が前者を直したとも見られ、そのような箇所は他にもあるが、無動寺本が親本でないことを示す箇所として、同二丁表最終行の無動寺本、「南天樹ヲウエテ」、京大本、「南天竺(ツルク)ヲウエテ」、樹與(傍書朱字)とある部分、同二丁裏に、無動寺本、「回ヨリ」、京大本、「回數(傍書朱字)」とある部分などがあり(太田本では前者は「南天竺(ツルク)ヲウエテ」、後者は「回」となっている)、又、いざれもが親本でないことを示す箇所として、同二十四丁表、無動寺本、「面(以下二字分余白)」、京大本、「オ、カルヘシ」(太田本は「多カルヘシ」とある箇所などがある。これらの場所が無動寺本で余白となっているのは、親本のそれらの部分が虫喰いか何かで読めなかつたことを示し、京大本がその親本でなかつたことは明らかであり、又、これらの部分が余白である無動寺本が京大本の親本でなかつたことも明らかである。そこで始めの二つの例について考えると、それらの部分を、「南天樹(傍書朱字)」「回ヨリ(回數(傍書朱字))」とした共通の祖本があつて、無動寺本ではそこでは傍記の方をとつて「樹」「回」となおしたと考えられ、更にその祖本の祖本に後者を「四ヨリ合テ」としていた本があつたらしいことがわかる。

次にこれら相近い二本と太田本の関係を考えると、かなり多くの言葉の出入りから、この両者もたての関係ではなく、京大本、無動寺本(の祖本)と太田本は横の関係にあることがわかる。即ち、太田本の親本であると考えられる、舜英書写本は承応三年に写されたことが太田本の奥書からわかり、書風から太田本もそれに近いころの書写と知られ、寛保二年に写された無動寺本や、書風などからこれと同じ頃に写されたと思われる京大本より書写年代が古いから、たての関係があるとすれば太田本が祖本ということになるが、明らかに京大本、無

動寺本が前田家本と共通する古い形を伝え、太田本がそれを伝えていない箇所があるから両者は横の関係にあるということがわかる。即ち、「山水并野形図」の部分の冒頭の、京大本、無動寺本で「居所ノ記圖」となっている所は、前田本でも同じであるが、太田本では、「居所之圖」となっているのなどがその例で、このような例がかなりあるから、太田本は祖本たり得ない。又、太田本に写された舜英書写本の奥書が、京大、無動寺両本には写されていないから、太田本の祖本たる舜英書写本もおそらく両者の祖本ではないと考えられる。

さて、四本の書写関係について述べたついでに、「童子口伝書つき」三本と前田家の系図の違いについて触れておきたい。

前田家本には、

系図

増圓僧正	圓忠僧正	忠海僧正	圓運律師	連覺公	連忠法印	連位僧正
朝位僧正	增正律師	覺辨僧都	覺連僧正	朝意法印	實圓僧正	空賢法
印堅信僧正	延圓阿闍梨 <small>(一条撰改伊尹之孫)</small>	義懷中納言子也	俊綱宇治殿	知足院入道殿	法性	
寺大殿	<small>(仁和寺(朱書))</small>	德大寺法印 <small>(靜意(京極殿御子也))</small>	琳實号伊勢房	靜空号阿闍梨	信懷僧	
都師秋	師氏	氏安	安信	茂賢	光尊律師	行仙法印
守家	家安	安行	久隆	敬善	良信公	良意
門和尚	久隆	敬善	良信公	良意	賴明僧都	賴明僧都
也	也	也	也	也	夢窓	龍
門和尚	尋觀法印	宗韶普明國師	中任和尚	淨喜	美馬	

とあるが、「童子口伝書つき」三本では、そのうち延圓阿闍梨から静空までの七人がぬけており、又、割註や傍註が一切ない。^{註22}これまでの説では、最初の増円は、「釈家官班記」下に、

散位僧綱

子細同前。此中坊官敍二法印。尤規模更也。増圓慈鎮和

尙坊官。覺寬仁和寺。等其初也。……

とあり、建仁二年（一一〇二）一〇月一九日の京極殿新造の安鎮法のことを記した、「阿裟縛抄」卷百二十三所引「京極殿安鎮法日記」に、

（上略）大將令三行道一給。御共^ニ増圓法眼以下房官大童子等多在^ニ行道之間。^ト記され、「仲資王記」、「明月記」、「愚管抄」などにその名の見える増円がそれとも云われるが、まだ定説にはなっていない。円忠以下堅信まで、又、信懷から頼明まで、比較的似た名前の続くのは、実在の通伝者と認められず、それに対し、延円から静空までの七人が実在の、しかも、造庭の事績や庭園の愛好の認められる人々であることが既に指摘され^{註23}、又、夢窓也と註記される龍門和尚以下が再び実在の人物になるとされている^{註24}。延円から静空までの七人は、たしかに平安末から鎌倉初期にかけて実存し、そのうち、静意及び琳実と書き誤られている伊勢房琳賢は仁和寺に關係が深い。^{註25} 又、この七人がこの順に相伝したとしても、年齢その他に矛盾はない。重森氏は、これらの人々の相伝にもとづいて前記の増円が「山水并野形図」を撰したものと考えられ^{註26}、森蘿氏などは、これらの人々が造庭の事蹟のある人達であること、その他の理由から、一応これらの人々の流れをくむ鎌倉初期仁和寺關係の石立僧達が「山水并野形図」の前身になるものを通伝したと考えられた。^{註27} しかし、ここで問題になるのは、「童子口伝書つき」三本で丁度この七人だけがぬけているということである。

その前後の堅信と信懷が続くと最初の方の円忠、忠海や、連覚、連忠、連位などのように似た音の名前が続くこと、このような重要な名前を七人も落すとい

うことは考えられないことなどから、これは、「童子口伝書つき」三本の共通の祖本になる写本でこの七人を落したというよりは、仁和寺の信嚴が現在前田家尊經閣にあるものを書写した時、仁和寺に關係があり、或は作庭に造詣深い、これら七人を加えたと考えるのが穩当ではなかろうか。鎌倉初期に「作庭記」が仁和寺關係に伝えられていた可能性が強いことなどを考え合わせると、これら七人による何らかの作庭書の通伝を伝える記録があり、それがここに挿入されたものかとも考えられる。又、前田本で龍門和尚、宗韶、淨喜に付され

た傍註、割註も問題の三本には付されず、やはり、同じく信嚴に相伝の時に加えられたものと考えられる。夢窓也と註記される龍門和尚からあとも実在の人物であるとされるが、夢窓国師が龍門和尚と呼ばれた可能性はあるが、はつきりそれを裏づける文献はなく、又、普明国師も一四世紀に活躍した春屋妙葩（一三一一年三八八）であつて宗韶の名はないから、いずれもにわかに信じ難く、特に後者は明らかに間違いである。^{註30} 頼明僧都あたりからが実在の相伝者であるかのように思われもするがわからない。

四 「山水并野形図」の部分

前章において、前田家本「山水并野形図」の通伝系図の中に見られる平安末から鎌倉初期にかけての七人の人名は仁和寺における信嚴書写の際の衍入であろうということを見たのであるが、このように考える時、通伝系図を考えに入れて「山水并野形図」を平安末——鎌倉初めの成立とすることには疑問を生ずるのみならず、「童子口伝書つき」三本において増円僧正の名が「童子口伝書」の部分に付されていることに注目すれば、諸種の理由から造庭法を伝えているおかしくないと考えられる慈鎮（慈円）^{註31} の坊官増円を、（僧正ではないが）ここにいう増円であるとしても、前田家本に相当する部分を含めて、「童子口伝書つき山水并野形図」のすべてがこの増円の撰であるかどうかにも、問題が生じて来る。

内容だけについて云えば、「童子口伝書」は、文章の乱れが多少見られる箇所があるが、その内容は平安朝に成立したと考えられて鎌倉時代の書写本が伝わる「作庭記」と類似する部分が多く、又、そうでない部分も、鎌倉初期一中期にあってもおかしくないと思われるのに對し、前田家本に相当する「山水并野形図」の部分は木や石の々々の形にわたる説明の多い点や、全体の構成についても細部にこだわった説明の多い点、石をかなり多く庭全体に配する技法、青、赤など色石についての記述がある点などより考えて、少くとも現在の形に

なったのは鎌倉よりも後の時代即ち、室町時代に入つてからだと考えられる。

「作庭記」にも禁忌のことは述べられているが、「山水井野形図」に見える禁忌や指示には陰陽五行の説に関連付けられたものが多いのが特徴である。そこで、これらの考え方が室町時代に行われた考え方であるかどうかを検討しておく必要があるが、次の「吉日考秘伝」の例でもわかるように、その関係は本当に濃いものである。

「吉日考秘伝」(続群書類、雜部所収)は、長禄二年(一四五八)の成立と考えられる室町時代の陰陽書であつて、それ以前にあつた諸書によつては、あるうが、室町時代の陰陽道を知る上に重要な書である。この書を見ると、「一 五行相生事 第五十四」

木生火。火生土。土生金。金生水。水生木。

相尅

木尅土。土尅水。水尅火。火尅金。金尅木。

相加

木與木。火與火。土與土。金與金。水與水。」とあり、また

「陰陽書曰。地形高ヲ爲陽。下者爲陰。見日多者爲陽。少者爲陰。水東水南爲陰。水西水北爲陽。山東山南爲陽。山西山北爲陰。官府曹司在宮門東爲陽。西爲陰。」

などとあるのは、「山水井野形図」の冒頭近く記すところと全く相通じる。即ち、「万ノスヂハミスモ大方山ナリ左右二ノ山ヲツクベシ陽ノ山ハ大ニ高ルヘシ陰ノ山ハスコシヒキカルヘシ居所ニ向ヤウ(朱晴)ハレト思ハン方ニ陽山ヲツクヘシ」(無動寺本による)などとあるのがそれである。

次に語法についていうならば、前田家本及び「童子口伝書つき」三本の「山水井野形図」の部分の言葉や表記の特徴は、次のような諸点で一五世紀頃の「抄物」³²と共に通している。(一)エ、エ、及び、語頭以外のへ、の三者が混乱していること。(例えば、植エル、植エル、植ヘルの混用。)(二)イ、ヰ、及び、語頭以

外のヒ、の混用。³⁴(例えば、チカ(達)ヰテ、オ(負)イタル、ワツライ、など。)(三)ウとフの語頭以外での混用。³⁵(例えば、ハラウ、など。)(四)オ、ヲ、及び語頭以外のホ、の混亂。³⁶(例えば、ヨキテ、ヨク、ヨトス、ウホ(前田家本は魚)、トヨラタ(サ)ホレ、など。)(五)ハが語頭以外でワとなる例。³⁷(例えば、クワタテ、イワレ、など。)(六)ジとヂ、ズとヅ、の区別がなくなつていないこと。³⁸(例えば、野筋は必ずノスチと書き、何處は必ずイツクと書く。)(七)元来連体形と異なる上二段と下二段の動詞の終止形が、連体形と同じになつてはいる。³⁹(例えば、立ツル也。)但し、ベシの前では、文語の終止形と同じになる。「抄物」でも、ベシの前では、文語の終止形になる例が多い。⁴⁰(八)文語でハ行又はワ行の下二段に活用した動詞の連体形の語尾ウルがヤ行の如くユルになることがある。⁴¹(九)「植ユル事」という表現。(九)「抄物」の書かれた時代の新しい傾向とされる、下二段動詞の下一段化の例が見える。⁴²(十)「抄物」では、助詞トモは終止形=連体形を受けるが、ラ行変格の動詞、助動詞の場合は、アリトモ、ナリトモ、という。但し、同時にアレドモ、ナレドモの言い方も存する。⁴³山水井野形図にも、アリトモ云いかたがある。(カヤウニハアリトモなど。)但し、「抄物」同様、アレトモ(ドモ)、ナレトモ(ドモ)の云い方も併用する。(十一)サ行変格動詞「ス」が抄物同様、口語と同じに終止形がスルになつてはいる。⁴⁴(スル也、など。サ変の使役の助動詞のミスル也、の例もある。)但し、ベシに続く時は、スベキ也、の如くスとなる。「抄物」でも、先に述べたように、ベシには文語の終止形が続くことが多い。(十二)ワ行四段活用(文語のハ行四段)が助動詞「タ」(文語の「タリ」に当る)へ続く時は、語尾が音便でウになる。⁴⁵(クルウタルの例がある。)(十三)片假名で書くこと、(十四)ネに子、ヰにヰ、の異体を使う。⁴⁶

これらの点で、室町後期の口語を示すと云われる、いわゆる「抄物」と共通するのであるが、(一)ラ行変格動詞「アリ」が、「抄物」のように現代口語と

同じ四段になつてない。(二)、「抄物」では動詞に多くの音便形が存するが、前記の「クルウタル」の他は例が見えない。(三)、「抄物」に見える形容詞の語尾の現代口語的な音便が見られない。^{註50}(四)、「抄物」で「也」の意味に用いる「ゾ」が見えない。(「抄物」でも、「ゾ」と「ナリ」の両方を使うが、「ナリ」は概して文語調の強いものに用いるといふ。)^{註51}などの点では抄物と異なる。

五 「童子口伝書」の部分

前章において「童子口伝書」の内容が平安末に成立したと思われる「作庭記」と共通点が多いこと、又、それと共通しない部分も鎌倉時代にあってもおかしくないと考えられることを述べたが、これに関連して次のような興味ある事実がある。「山水并野形図」には「鳥遊石」、「鴨居石」、「鶴居石」(後の二つは前田家本のみ)等の石名は見えるが「童子口伝書」には「作庭記」にも「山水并野形図」にも見えない「鶴会石」という石名が見え、これが、「吾妻鏡」、建久三年(一一九二)九月一日の条に見える永福寺庭園工事の記事に出て来る石の名前と一致する。即ち、

十一日庚辰。靜玄立^ニ堂前池石。將軍家自^ニ昨日^一御^ニ逗^一留^一行政宅。爲^レ覽^ニ此
夷^一也。汀野埋石。金沼汀野筋鶴會石鳩等石。悉以今日立^ニ終之。至^ニ沼石
并形石等^ニ者一丈許也。以^ニ靜玄訓。畠山次郎重忠一人捧^ニ持之。渡^ニ行池中
心^ニ立^ニ置之。觀者莫^レ不^レ感^ニ其力^一云々。^{註52}

とあるのである。それのみならず、この記事と、鶴会石の名前の出て来る「童子口伝書」の一項、

一 アライソハ荒タルスカタナルヘシ山ノ根ニ礎石汀ハナキサノ石水中ノ
石鶴會石鹽^レ満石^レ于^ニ洲島敷^{又歟}石スシマノ石ス入江石山根ニアラク・ハシタナク立石
・洗石・浪洗石・浪寄ノ石・浪請ノ石・波送石・浪打ノ石・波分ノ石・海
中一二落水請石・鳴崎石・沙中石・根淺石・イツレモ^ク口傳アリ
とが非常に似た内容、表現を持っていることは、両者の間になんらかの関係が

あることをうかがわしめるものと云えよう。おそらくは、「童子口伝書」と同じ、或いは、近い内容の秘伝書に基いたこの園池の作者の説明がこの「吾妻鏡」の記事の中に反映しているのではないか。

なお、「童子口伝書」に「ナキサノ石」、「スシマノ石」、「浪寄ノ石」、「浪打ノ石」、「波分ノ石」、「品文字ノ石」など、間に「ノ」の入った、古い形の表現が、「磯石」以下、「水請石」、「鳴崎石」、「沙中石」や「三尊石」など、そうでないもののとともにではあるが、用いられているということは、注意せらるべきことである。即ち、「作庭記」においては、「横石」、「おも石」、「中石」、「わき石」、「つたい石」、「むかへ石」、「底石」、「つめ石」など、石の性質をいう場合には「の」を入れない云い方をしているが、「浪打の石」、「水をちのいし」(「みつおちの石」、「水落の石」などとも書く)、「そわかけの石」、「三尊仏の石」(「三尊仏のいし」、「三尊仏の立石」とも書く)、「品文字の石」、「山うけの石」などの場合には、必ず、「の」を入れた言い方をしている。即ち、表現のかたまつていなことを感じさせる。しかして、「童子口伝書」においては前述の通りであるが、「山水并野形図」になると、「鳥遊石」、「鳥飛石」、「流波(無動寺本は破に譲る)石」、「水落石」、「三尊石」などの如く、「の」を入れるものは全くない。

このことは、「童子口伝書」が時代的にも、両者の中間にあることを示すものと見てよいと思われる。このような「うぶ」な表現は、「童子口伝書」の他の部分にも見られる。即ち、「一 山ノ形ナル石陵ノ形カケノ形舟ノ形屏風ノ形ヤリカノ形戸形雲ノ形霞ノ形浪ノ形嶋ノ形木ノ形ナル」という部分などがそれである。

なお、永福寺趾の池には「姥石」と呼ばれる石があると「新編鎌倉志」^{註53}卷三二に記され、これは「鶴會石」のなまりであろうとも云われるが、一三〇〇年ごろ近くの武藏金沢の称名寺には、平等院園池——平泉毛越寺園池——永福寺園池の系統の様式ないし形式の園池が堂前に作られたが、ここにも「姥石」と呼ばれる石があつたと、同じく「新編鎌倉志」卷三八に記している。

なお、一四世紀の前半ごろ、この称名寺の近くに、良意、良信の「山水井野形図」通伝系図に見える名前の人々がいたことが、金沢文庫文書から知られ、（文書番号、二二九八、二三一七、識二一五四、識二八五七）又、同系図に見える正

意ではないが、正為なる人物が一四世紀半ばにいたことが同文書（一五九一、五八六五）に見え、又、竜門（二二九三）の名も見える。^{註55}これらの人物が、この通伝系図中の人名に当り、「童子口伝書」の相伝に関係があるのではないかとも考えられるが、にわかには明らかにし得ないので、この事実のみを記すに止める。

尊經閣には「山水井野形図」の他に、南北朝時代の初め頃と思われる筆跡で書かれた、未だ紹介されない、造庭秘傳書が存するが、その中においては、既にすべて「何々石」というように「の」のぬけた表現になつており、おそらく京都において、すでに南北朝時代初め頃（一四世紀の第二、四半期ごろ）にこのよくな表現の庭造秘傳書があつたことが知られるのであって、もし「童子口伝書」の古い表現形式の秘傳書が鎌倉地方に伝わっていたことが事実であるならば非常に興味あることである。

文体、語法についていと、「山水井野形図」と同様に、抄物と上記のよう共通点がある。又、たまたま「山水井野形図」のところでは見られなかつた自動詞の意味の「背ク」が「抄物」では助詞「ヲ」と「ニ」のいずれをも伴い、多くは「ヲ」を伴うが^{註56}、「童子口伝書」において「背ク」がすべて「ヲ」を伴う点でも「抄物」と共通する。

以上のように、両者が、「抄物」と近い、表記上、言語上の特色を有することがわかつたのであるが、これは、転写の際の転化と考えることは困難であつて、室町時代のある時期に、それまであつた口伝類をもとにして、今見るような書物としての形に書かれたのではないかと思われる。想像をたくましくすれば、「童子口伝書」の部分の古い内容の口伝と、「山水井野形図」の部分の新しい口伝が同時に筆記され、それに「或書云」の部分が加えられ、同時かそのあとかそのいづれかの段階において、その他の部分も付隨したと考えられるが、それは想像の域を出ないので断定は出来ない。

六 「寝殿正方不向事共廿一箇条」など数項

筆者は、四章及び五章において、「山水井野形図」と「童子口伝書」の部分は、語法などより判断して、現在の形の書として成立したのは、室町期前半であり、「寝殿正方不向事共廿一箇条」などの数項も同時かその後に付隨することとなり、前田本が仁和寺の信嚴に写される前に、すでに、現在「童子口伝書つき」三本に見るようなまとまと形のものになつてゐたであろうとの考え方を述べたのであるが、この「廿一箇条」以下の数項を検討するに当つては、これらが後世の付加でなく、当時にあつて庭園秘傳書に含まれていたとして、内容的におかしくないかどうかを考えて見なければならない。

まず、最初の「寝殿正方不向事共廿一箇条」についていと、室町時代でも応仁の乱ごろまでは大きな第宅の主建築を「寝殿」と云つており、その前庭のことを教えていると思われる。それ以後の時代には「寝殿」の語は余り用いられない。一方、この項に「野筋」という平安朝時代以来の造庭の術語が用いられているのに気づくが、これも、「山水井野形図」や「童子口伝書」の部分にも見られる通り当時まだ用いられており、矛盾もない。

次に、「四五八十三十六廿一廿八」で始まる項以下十五項目を見ると、最初の項一行目の、「四五八十三十六廿一廿八」は、四日、五日、八日、十三日、十六日、廿一日、廿八日、に石を立てる、又は、庭を作るのが吉、又は、凶であるということを、又、最後の項、「正五九北方 二六十東方 三七十一西方 四八十二南方」とあるのは、正月五月九月は北方に、二月六月十月は東方に、三月七月十一月は西方に、四月八月十二月は南方に、それぞれ、石を立てる、又は庭を作るのが吉、又は凶であるということを示すものである。陰陽道の書にはこのように数字を続けて書くことが多いから、おそらくそのようなもの

から取ったのであらうが、現在存在する室町時代の陰陽道の書の中にはこのような記事は見出しえない。次に第一項第二行の前半は明らかに石を立てるることに関するものであるが、これも現在残る室町時代の書の中には未だ見出しえない。しかし、「山水井野形図」の部分にも、石を立てる時地結の印、真言をもつて加持するというようなこと、又、主なる石を立てる前に穴を掘って米を入れるというようなことが記され、又、「在盛卿記」^{註57}にも井戸を埋める時呪符を用いたらしいことが記されてゐるからこのようなことも行われたであらう。その行の後半から第三行にかけての柘榴の記事については、室町時代、庭にしばしば柘榴が植えられたことは知られるが、このようなことを行った記事は見当らない。

第二項目は、春、夏、秋、冬、における、堀池立石に適した方向を記したものであるが、元来、室町時代における方向禁忌は非常に複雑なものであつて、この時代に成立したと云われる「方向禁忌」（続群書類従、雜部、所収）にも、このままの簡単な記事は見えない。

第三項のうち、第二行から第三行にかけてのものは、陰陽家で原則として二

挿図2 「童子口伝書つき山水井野形図」太田本

八日を一周りとして、一日毎に二八宿を当てることを行ふが、それらの日の吉凶をいうもので、ここに書かれた一四宿に当たる日に石を立てるといふと書かれているのであるが、これは先に引いた「吉日考秘伝」中の記事、「三寶吉日……角房斗壁畢齋鬼。已上大吉。心尾奎妻胃井張翼。已上次吉。箕女虛危室星転。已上少吉。亢氐昴參柳。已上不吉。」との関係を思わしめる。即ち、この、ここで問題にする庭園秘伝書の記事に云う一四宿には、「吉日考秘伝」に云う三宝吉日の大吉七宿のうち五つ、次吉八宿のうち七つ、少吉七宿のうち二つが含まれていて、不吉の五宿は一つも入っていない。三宝吉日とは元來仏教の故事にちなんで仏家によつて考究されたと云われるが、室町時代の禁忌に関する書でも、書によつて説くところが多少異り、例えはこの二八宿についても、同じく室町時代に作られたと云われる「三寶吉日」（続群書類従、雜部、所収）においては、房、斗、を大吉としている点などは同じであるが、尾を大凶とするなど、「吉日考秘伝」とかなり違つたところがあり、ここに問題にする造庭秘伝書のこの部分が、先に論じた「山水井野形図」の部分と同様、「吉日考秘伝」に説くところと深い関係を有することがわかる。この書が、長禄二年（一四五八）將軍義政の囑命によつて、勘解由小路在盛か又は他の人が在盛の名に拵つて作ったとされる「吉日考秘伝」の内容と深い関係を有すると見られることは、結論の章で述べるごとく、この書の性質を考える上に重要な示唆を与える。

註

1 古くは「前裁秘抄」と呼ばれ、江戸時代から「作庭記」と称されるようになったと考えられている。群書類従に収める。又、現在谷村家所蔵のものの複製が、昭和一五年に貴重図書複製会によつて作られた。

2 小沢圭次郎編著の謄写版本「山水井野形図・古伝園方書・尺素往来抜抄・前裁秘抄一名作庭記」（昭和三年、山本浩然堂）によると、氏は、前田家所蔵本と「紙幅文字共に、寸分の相違ない」、副本を書肆より購入し所蔵していたが、明治二七年向島

大火の際、これも焼失してしまったという（同書、一一二頁）。

3 同上書、一頁。

4 「室町時代庭園史」、昭和九年、岩波書店、五六四頁。

5 「日本庭園」、昭和一八年、一条書房、三八一三九頁。氏は、後に触れる慈鎮坊官增円を撰者であろうと考え、この書に記すところと鎌倉時代に原形が作られたと考えられる金閣寺、天竜寺、南禅院や南北朝時代の永保寺などの庭園が同傾向を有することを指摘された。

6 「日本の庭園—京都の寺院を中心として」、昭和三三年、至文堂、七五頁。

7 氏の錯簡説に関しては、同氏「平安時代庭園の研究」（昭和二〇年、桑名文星堂）三三六一三七二頁に記される。氏は同書において、平安時代末から鎌倉初期にかけて仁和寺にいた石立僧と呼ばれる造庭の技を持つ僧侶達が山水井野形図と関係ある秘伝書を持っていたのではないかと記し（三三五一三三六頁）、又、その成立については、同氏、「日本の庭園」（昭和三九年、吉川弘文館）に、「或る秘伝書を根拠にして文安年間に編纂されたものと考えてよさそうである。」「作庭記とは系統を異にした或る一流派の伝書のようである。」と述べておられる。

8 氏はかつて、「山水井野形図」に「山水ノ卷共多ク相伝スト云トモ我心ニ入事ト思ン卷ヲ一巻残スヘシ石ノ園石ノ立所草木ノ植所返、ス秘スヘキナリ……」とあるところを引いて、「中任和尚が相伝せる數巻の秘事を増悟が所望したのを更に伝えられた信敵がその内容を纏めて一巻としたものらしい」とされた。（「造園研究」一四、所収、「山水井野形図の研究」、昭和十五年。）

9 但し、後に述べるごとく、この「或書云」に引く本文は、谷村庄平氏本の「作庭記」とは違う系統のテキストによっている。又、「或書云」の校合に用いられている「作庭記」もこれに近く、谷村本と異った系統のものであることは後述する。

10 京大本にはその名がないが、この方が古い形か、京大本がその名を落したのかといふことが問題になる。もし、名前のない方がもとの形であれば、清茂は一転写本の所有者であったということになるが、京大本が清茂の名の付されていたものの転写本であるにもか、わらずその名を落しているのであれば、逆の場合も考えられる。

11 土御門家は平安中期の陰陽博士阿部晴明の子孫であるが、室町以来、陰陽頭は代々土御門家、助は賀茂保憲の子孫幸徳井家の人が任せられるならわしとなつた。江戸時代になると土御門家の勢力は絶対的なものになつた。この土御門家伝來の日記、記録類の多くは一括して宮内庁書陵部に収められている。

12 「右正本者山門西塔云々」以下の文から舜英は觀山関係の人物であることがわかるが、大津市坂本来迎寺の第十代林昌坊舜英である、同寺の過去帳によると舜英は元禄九年（一六九六）一〇月二八日に没している。なお、こゝに記す、西塔觀泉法印というのは觀山西塔に觀泉坊というのがあるから、そこの出の僧であつたことがわかるが、同寺所蔵「來迎寺要書」（林昌坊舜英記）に「觀泉坊乘盛」、「乘盛法印」などと記す乗盛であることは間違いない。「受戒々灌頂執行事」（利曳記）に「乘盛法師」「乘盛和尚」などと記す乗盛であることは間違いない。「受戒々灌頂執行事」によると、承応三年八月二八日に行われた受戒には觀泉坊乘盛が戒師となり、林昌坊舜英が教授をつとめているなど、こゝに問題にする書を舜英が書いた承応三年のころはもちろん、その後も舜英と乗盛は近い関係にあつたことが知られる。

13 奥書に「則備用仕写之畢」とあるのは「則借用仕写之畢」の誤写と見られ、これは舜英の奥書を書いた写本の直接又は間接の書写本であることになる。

14 「知鑑大和尚」とあるのは、知恩院第三六代玄晉知鑑（一六〇六一七八）であると思われる。淨心も蒔絵の覚え書きのあとに「清晉淨心」とあり、二字目に晉のつく法諱を持つことからやはり淨土宗の僧と知られ、淨貞もおそらく同前であろう。

15 「満濟准后日記」永享二年三月四日の条、同じく永享三年十二月七日の条、「蔭涼軒日錄」文明十九年八月十三日の条、参照。但し、「蔭涼軒日錄」には「仁」の字を用いて「仁庵主」と書いている。

16 外山英策「室町時代庭園史」、五六四頁。森蘿「日本の庭園」、一〇五頁。

17 前田家本「山水井野形図」には「中任和尚」となつてゐるが「童子口伝書つき」三本では「中仁和尚」と記している。註一五で述べたように、任庵主に關しても、室町時代にすでに「任庵主」と「仁庵主」の両様の標記が行はれていたことは興味がある。満濟准後の直接の記録に「任庵主」とあるから、「任庵主」「中任」が本来であろう。

18 重森、前掲書、三九頁。群書類從完成会「看闇御記」参照。

19 土御門家は平安中期の陰陽博士阿部晴明の子孫であるが、室町以来、陰陽頭は代々土御門家、助は賀茂保憲の子孫幸徳井家の人が任せられるならわしとなつた。江戸時代になると土御門家の勢力は絶対的なものになつた。この土御門家伝來の日記、記録類の多くは一括して宮内庁書陵部に収められている。

所載分）及び昭和五年に育徳財團により発行された、尊經閣叢刊の複製に付された解説「山水井野形図解題」において、このことは指摘されている。

なお、群書類從本は百花庵宗固旧藏本によつたとあるが、仁和寺には、恵山書写本と呼ばれる写本と、更に心蓮院本と呼ばれる別本「仁和寺諸院家記」とがあり、いずれも奈良国立文化財研究所編「仁和寺資料 寺誌編一」（同所発行、昭和三九年）に紹介されており、又、東京大学史料編纂所には明和二年八月の奥書を持つものがある。群書類從本の祖本、或はそれに非常に近いと考えられる（同上書、四二八頁）恵山書写本とその系統の史料編纂所明和奥書本には、類從本と大体同じ記載が行われているが、これらにより、群書類從本の「此時住梅尾觀音院。」は「此時

住梅尾觀海院。」の誤写であることがわかる。又、心蓮院本には、
童名龜若丸
信嚴法印 少將、成吉越中入道永松息、仲成法印附法上足
と記されている。

櫛田良洪著「真言密教成立過程の研究」（山喜房仏書林、昭和三九年）には、信嚴法印の法系、その伝法院流の弘布活動などについて触れられている。（同書、一六〇一一六一頁）

20 京大本、無動寺本では、系図は「童子口伝書」のあとに書かれており、太田本では、「寢殿正方不向事共廿一ヶ条」などのあと、「或書云」の前に書かれている。（同書、一

「童子口伝書き山水井野形図」のように省略された形のものが前田家本の祖本

たり得ないことは明らかである。しかし、このような省略とは別に共通する本文の

比較を行う必要がある。そうすると、逆に、無動寺本の方がもとの形を残していると思われる部分もある。即ち、「童子口伝書き」の、「ホウライ」、「カマク石」、「ツツジ」、「ヲササ」等が前田家本で、「蓬萊」、「蝦蟆石」、「躊躇」、「小篠」となつているような例が、仮名遣の違ひなど他のように漢字に直したものと解される。これら

仮名のままでは読みにくいので後者のように漢字に直したものと解される。これら

三本の「靈」「無名石」、「無熱池」、「異名」が前田家本で「灵」「无名石」、「无热池」、

「吳名」となっているのも、信嚴書写の際に、僧侶間でよく用いる字体を無意識のうちに用いたと解するのが自然ではなかろうか。一方、前田家本の仮名がこれら三

本で漢字になつてゐる例に、「チケキ」「地景」、「シセン」「自然」、「ヤケンナリ

ニ」「ヤケン也ニ」その他いくつかがあるが、先の場合のような難しい漢字は少

く、又、「地景」は「地形」の、「ヤケン也」は「ヤケン形」^{ナリ}の誤りであることは前後の関係から云つて明らかで三本の仮名である所を前田家本の漢字に直した人と前田家本の仮名である所を三本に見る漢字に直した人との経歴なり性格なりの相違をうかがわしめるに充分なものがある。いずれにしても、両者とも他方より古い形を残していると思われる部分があることは事実である。

22 その上、「童子口伝書き」三本では、前田家本の、円運律師が円運僧正に、覺弁僧都が覺弁僧正に、覺連僧正が覺連僧正に、信懷僧都が信懷僧都に、敬善が教善に、中任和尚が中仁和尚に、なつてゐる。又、堅信僧正は、太田本のみ、賢信僧正となつてゐる。

23 重森三玲、前掲書、三八頁。森蘿、前掲「平安時代庭園の研究」、二三六一二五一頁。但し、林実は林賢の誤写である。

24 重森三玲、前掲書、三八頁。森蘿、前掲書、二五二頁。

25 琳賢（一〇七四一一五〇）は、東大寺で華嚴を学び、高野山で真言を修した人で、大治二年（一一二七）、仁和寺末の法金剛院の庭の滝を築いた。静意（一〇八七年に法印になる）は、仁和寺末徳大寺の開山で、先の法金剛院の庭の立石流水は

彼が意匠し、琳賢の作った滝も、長承三年（一一三四）に、待賢門院の御依頼により改造している。森蘿、前掲書、二四七一二四八頁、同氏「山水井野形図通伝中の造園家について」、「造園研究」二四所收、昭和一三年）及び、同氏「法金剛院の庭園について」（建築史）一一、二、昭和一四年）参照。

26 前掲書、三八頁。

27 前掲、「平安時代庭園の研究」三三五—三三六頁。森蘿、恒成訓「日本の庭」昭和三五年、朝日新聞社、八四一八五頁。

28 弘安、正応年間（一二七八一九二）の成立かと云われ、当時仁和寺所蔵の書籍を主として載せるにされる「本朝書籍目録」に、「作庭記」の元の名「前裁秘抄」一巻の記載が見えるから「作庭記」が仁和寺に伝わっていたろうと考える説もあるが、（重森前掲書二五一一六頁）「本朝書籍目録」が仁和寺にあつた本の目録であるとするのは写本の奥書の誤読であつて根拠に乏しい（和田英松「本朝書籍目録考證」、昭和一五年、六頁参照）。しかし、註二五で触れた、仁和寺末徳大寺の開山で作庭に優れた手腕を持っていた静意が「作庭記」の作者かと云われる橘俊綱の甥であ

ることなどを考慮すると、鎌倉初の静意の活躍したころに「作庭記」が仁和寺に伝つてゐた可能性は充分考えられる。又、静意や琳賢や石立僧と呼ばれる造庭技術者が多く仁和寺関係にあり、彼らが「作庭記」でなくとも、「山水井野形図」の前身になつたものか何か、なんらかの作庭口伝書を伝えていたことは先ず間違いない。いずれにせよ、これらの人々の口伝通伝の系図が、信嚴法印の頃まで仁和寺に伝つていたことは有り得ることである。

29 森蘿氏は、「夢窓國師の作庭」(「造形芸術」六、昭和一五年)において、「龍門和尚と國師が同一人である否かに疑問をさしはさむ余地もあるうが」としながらも、「康富記」宝徳二年八月廿七日の條に、「是日嵯峨開山夢窓國師重被贈國師號……龍門ハ天龍寺ヲ云、夢窓國師、正覺心宗國師、普濟玄猷國師、是三代ノ國師號也……」とあるのを引いて、夢窓國師を龍門和尚と呼ぶことが常識的に考えられるところだ。

30 「室町時代庭園史」の著者、外山英策氏は、系図に「：尋観法印 宗韶普明國師 中任和尚……」とあるのは、中任和尚、即ち任庵主が普明國師の開山塔鹿王院に庭を作つた事実より、このような系図を作つたのであろう、とし、これを考えれば、「頗るたくらみし偽書なることが分る」とされる。(同書、五六四頁)

31 慈円は、藤原忠通の子で、天台座主にまで至つた一代の学僧であるが、和歌にも優れた。その広い教養から考えても、彼が俊綱の甥であり、庭園愛好家として知られる師通の曾孫であり、前田家本「山水井野形図」の通伝系図に知足院殿と記される忠実の孫、同じ系図に法性寺殿と記され、法性寺のそばや桂に別業を造つたことの知られる忠通の子であること、などから考えても、彼が造庭に関心や知識を持つていた可能性は十分にあるが、それだけでなく、彼の歌集、「拾玉集」には、造庭の特殊用語である「野筋」の語を用いた歌、

夏木立庭の野すちの石のうへにみちていろこきふかみくさかな(統国歌大觀四七六一)

があり、これは「夫木和歌集」にも載せるが、又、この他、「拾玉集」には、

挿柳作「高林」種「桃成」老樹

や、
引植ゑし木々の梢に年たけて宿も主も老いにけるかな(同、四四三五)

樹蔭流水

我が門に植ゑしもしるし柳蔭いさゝを川に夕涼み見む(同、六一一四)

閑居裁萩

萩を栽て袖の類ひの露を見むさのみや独濡てほすべき(同、六一一八)
等、彼の庭園愛好を十分に物語る多くの歌が見られる。

32 ここで云う「抄物」とは、湯沢幸吉郎氏がその著、「室町時代言語の研究」(昭和四年、大岡山書店、昭和三三年、風間書房。本稿所引の頁数は、風間書房版による)において用いている用語であつて、「主として室町中期頃から徳川時代に至るまで、禅僧(多くは京都五山の僧徒)および学者が、漢詩文仏書等に就いて、その字義文意を解釈した注疏を云うのである。その某抄(鈔)の書名を有するは、これ等が何れも本文の一部(語・句等)を書き抜いた上で注釈を施すことになつてゐたのであろう。」と定義説明されている(同書、三頁)。氏は、これらの注釈文が、

講義の記録という性質を持つことから、当時の口語資料たり得ることに注目し、撰述年代、或は、作者の明らかな数編の室町時代(主として一五世紀第二—第四、四半期)の「抄物」をとり上げ、その語法を明確に論じておられる。筆者は「山水井野形図」と、氏の論じておられる「抄物」の語法、表記法が非常に近いことを見出したのであるが、これは「山水井野形図」の成立を考える上に大いに参考にならう。

- 44 同上書、七〇一三〇頁。
- 43 同上書、三三頁。
- 42 同上書、三一三二頁。
- 41 同上書、二九一三〇頁。
- 40 同上書、三〇一三一頁。
- 39 同上書、三一頁。
- 38 同上書、三三頁。
- 37 同上書、三一三二頁。
- 36 同上書、三一三一頁。
- 35 同上書、三〇頁。
- 34 同上書、二九一三〇頁。
- 33 同上書、二九一三〇頁。
- 32 同上書、二九一三〇頁。
- 31 同上書、二九一三〇頁。
- 30 同上書、二九一三〇頁。
- 29 同上書、二九一三〇頁。
- 28 同上書、二九一三〇頁。
- 27 同上書、二九一三〇頁。
- 26 同上書、二九一三〇頁。
- 25 同上書、二九一三〇頁。
- 24 同上書、二九一三〇頁。
- 23 同上書、二九一三〇頁。
- 22 同上書、二九一三〇頁。
- 21 同上書、二九一三〇頁。
- 20 同上書、二九一三〇頁。
- 19 同上書、二九一三〇頁。
- 18 同上書、二九一三〇頁。
- 17 同上書、二九一三〇頁。
- 16 同上書、二九一三〇頁。
- 15 同上書、二九一三〇頁。
- 14 同上書、二九一三〇頁。
- 13 同上書、二九一三〇頁。
- 12 同上書、二九一三〇頁。
- 11 同上書、二九一三〇頁。
- 10 同上書、二九一三〇頁。
- 9 同上書、二九一三〇頁。
- 8 同上書、二九一三〇頁。
- 7 同上書、二九一三〇頁。
- 6 同上書、二九一三〇頁。
- 5 同上書、二九一三〇頁。
- 4 同上書、二九一三〇頁。
- 3 同上書、二九一三〇頁。
- 2 同上書、二九一三〇頁。
- 1 同上書、二九一三〇頁。

building of the gardens. All these facts lead us to the conclusion that the prototype of these books from which the newly-found text and the text of the Sonkeikaku manuscript were derived respectively, was compiled by someone related to the Ommyōryō, probably at the beginning of the fifteenth century.

Thus a completely new viewpoint is given in this paper to the book SYZ and the

history of gardening in Mediaeval Japan. The writer has also added some bibliographical study of *Sakuteiki*, using its abstract contained in this group of manuscripts and the collation notes found in two of them. The entire text of this group of manuscripts will be printed in later numbers of this journal and be collated with the Sonkeikaku manuscript.

45 同上書、一〇四頁。
46 同上書、三六頁。

同上。

47 同上書、七三一七四頁。

48 同上書、九五一〇九頁。

49 同上書、一二一一二三頁。

50 同上書、三五三頁。

51 新訂増補国史大系、所収。
52 「新編鎌倉志」は水戸光圀が延宝年中（一六七三—一六八一）よりその臣、河井恒久などに命じて編纂させたものである。光圀自身も現地を歴覧するなど、実地について調査し、貞享二年（一六八五）に完成された。雄山閣「大日本地誌大系」に収める。

53 文書二二九八は良意の書状であるが、書風と内容から良意が一三〇〇年前後に称名寺の近くに住していたことが知られ又、文書二三一七は僧良信より本如上人（湛睿、一二七一一三四六）に宛てたものであり、識語三一五四に「康永□年十二月八日、金一良信七廻引上」、識語二八五七の中に「暦応二年二月十一日、金一瀬崎良信三七日」とあることから、同じころ、金沢瀬崎に良信という僧があり暦応二年に没したことがわかる。

54 文書二二九二是湛睿（一二七一一三四六）の稿本の紙背にある靈公の書状である。

55 湯沢幸吉郎、前掲書、三四三頁。

56 「在盛卿記」は刑部卿勘解由小路在盛（一四一二一四七九）の日記。改訂史籍集覽二四所収。